

大和川流域水害対策協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、大和川流域水害対策協議会（以下「協議会」）とする。

(目的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい大和川流域において、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に、特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき設置するものである。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会には座長を置くものとし、座長は近畿地方整備局長が務める。

3 協議会の運営、進行及び招集は座長が行う。

4 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の協議会への参加を求めることができる。

5 協議会は、必要に応じて検討WGを設置することができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 大和川流域水害対策計画の策定及び変更。

2 協議会を開催し、上記計画に定められた事項について、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している取組状況等について共有・検討する。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川整備課、下水道課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

規約は、令和4年1月12日から施行する。

一部改正 令和4年3月16日

一部改正 令和7年1月28日

大和川流域水害対策協議会組織

○印は座長

- 奈良県 知事
- 奈良県 総務部長
- 奈良県 危機管理監
- 奈良県 環境森林部長
- 奈良県 食農部長
- 奈良県 県土マネジメント部長
- 奈良県 まちづくり推進局長
- 奈良市長
- 大和高田市市長
- 大和郡山市市長
- 天理市長
- 橿原市長
- 桜井市長
- 御所市長
- 生駒市長
- 香芝市長
- 葛城市市長
- 宇陀市長
- 平群町長
- 三郷町長
- 斑鳩町長
- 安堵町長
- 川西町長
- 三宅町長
- 田原本町長
- 高取町長
- 明日香村長
- 上牧町長
- 王寺町長
- 広陵町長
- 河合町長
- 大淀町長
- 近畿地方整備局 局長
- 近畿地方整備局 建政部長
- 近畿地方整備局 河川部長
- 近畿農政局 農村振興部長
- 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長
- 近畿地方環境事務所長
- 近畿財務局 奈良財務事務所長
- 奈良地方気象台長
- 特定非営利活動法人 奈良県防災士会 理事長
- 近畿地方整備局 大和川河川事務所